

## 運送主体

運送の主体は、道路運送法施行規則第 48 条で規定する次に掲げる非営利法人等です。

なお、定款等に福祉有償運送を行う旨の記載があることが必要です。

NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、農業協同組合、消費者生活協同組合、医療法人、商工会議所、商工会

## 使用する車両

福祉有償運送に使用する車両は、運送主体が所有する乗車定員 1 1 人未満の自家用自動車のうち次に掲げるものであること。

寝台車	車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
車いす車	車いすの利用者が車いすのまま社内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
兼用車	ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
回転シート車	回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
セダン型車両	貨物運送の用に供する自動車を除く。 ※人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合で、現に登録会員を有し、使用車両数が輸送需要を考慮した必要かつ最小限である場合にのみ使用が認められます

・リース又は割賦販売等運送主体の所有（使用）に属さない車両については、運送主体が使用者権原を有しており、使用権原を示す契約が書面により確認できる場合に限り使用を認めるものとします。

・運転者等から提供される自家用自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとします。

(1) 運送主体と自家用自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

(2) 当該契約において、有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

## 運転手の要件

運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることが必要です。なお、運転者が満 70 歳以上のときは、申請時点において自動車事故対策機構等が実施する適性診

断を受診し、運転に関し特に支障がないと認められる者であることが併せて必要になります。

- (1) 第二種運転免許を有し、その効力が停止されていない者
- (2) 第一種運転免許を有しており、その効力が過去3年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を終了している者

運送にあたってセダン型車両を使用する場合、前項の要件に加えて、運転者又は同乗者が次に掲げる要件のいずれかを備えた者であることを必要とします。

- (1) 介護福祉士の登録を受けていること。
- (2) 国土交通大臣が認定する講習を終了していること。

## 運送の対価

### ・運送の対価

地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃の概ね1／2程度の金額が目安となります。距離制、時間制、定額制のいずれかを選択します。

### ・運送以外の対価

迎車回送料金、待機料金、その他の料金（介助料、施設利用料など）については、実費の範囲内であり、運営協議会で個別に認められたものであることが必要です。